

<h1>静岡市報</h1>	No. 178
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

- 静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 4
- 静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 5
- 静岡市児童館条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 6
- 静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 7
- 静岡市図書館条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 8
- 静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 9

規 則

- 租税特別措置法の規定に基づく優良宅地等の認定事務に関する規則の一部を改正する規則
・・ 11
- 静岡市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 17

消防本部訓令

- 静岡市消防署の組織等に関する規程の一部改正・・・・・・・・ 19

告 示

- 化製場等に関する法律第9条第1項の規定による区域の指定の一部改正・・・・・・・・ 21

葵区選挙管理委員会告示

- 公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律による葵区の投票区を設置する告示の
一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

＜本号で登載された条例のあらまし＞

- ◇ 静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年静岡市条例第1号）

住居表示の実施により、有永町、南一丁目及び南二丁目の新設されたため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例（平成30年静岡市条例第2号）

住居表示の実施により、有永町が新設されたため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市児童館条例の一部を改正する条例（平成30年静岡市条例第3号）

住居表示の実施により、有永町が新設されたため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例（平成30年静岡市条例第4号）

住居表示の実施により、有永町が新設されたため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市図書館条例の一部を改正する条例（平成30年静岡市条例第5号）

住居表示の実施により、有永町が新設されたため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年静岡市条例第6号）

住居表示の実施により、有永町、南一丁目及び南二丁目新設されたため、所要の改正をすることとした。

条 例

静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年1月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第1号

静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市区の設置等に関する条例(平成16年静岡市条例第85号)の一部を次のように改正する。

別表第1 葵区の項中「有永」の次に「、有永町」を、「南、」の次に「南一丁目、南二丁目、」を加える。

附 則

この条例は、平成30年2月10日から施行する。

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年1月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第2号

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例（平成15年静岡市条例第126号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

麻機小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区有永421番地の1
------------------	----------------

を

」

「

麻機小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区有永町2番43号
------------------	---------------

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成30年2月10日から施行する。

静岡市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年1月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第3号

静岡市児童館条例の一部を改正する条例

静岡市児童館条例（平成15年静岡市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

静岡市麻機児童館	静岡市葵区有永4番地の2
----------	--------------

を

」

「

静岡市麻機児童館	静岡市葵区有永町6番1号
----------	--------------

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成30年2月10日から施行する。

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年1月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第4号

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例

静岡市立学校設置条例（平成15年静岡市条例第264号）の一部を次のように改正する。

別表1 小学校の表中

「

静岡市立麻機小学校	静岡市葵区有永421番地の1	を
-----------	----------------	---

」

「

静岡市立麻機小学校	静岡市葵区有永町2番43号	に
-----------	---------------	---

」

改める。

附 則

この条例は、平成30年2月10日から施行する。

静岡市図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年1月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第5号

静岡市図書館条例の一部を改正する条例

静岡市図書館条例（平成15年静岡市条例第273号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

「

静岡市立中央図書館麻機分館	静岡市葵区有永421番地の1	を
---------------	----------------	---

」

「

静岡市立中央図書館麻機分館	静岡市葵区有永町2番43号	に
---------------	---------------	---

」

改める。

附 則

この条例は、平成30年2月10日から施行する。

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年1月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第6号

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成15年静岡市条例第283号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表静岡市千代田消防署の項管轄区域の欄中「有永」を「南一丁目、南二丁目、有永、有永町」に改める。

附 則

この条例は、平成30年2月10日から施行する。

規 則

静岡市規則第1号

租税特別措置法の規定に基づく優良宅地等の認定事務に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成30年1月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

租税特別措置法の規定に基づく優良宅地等の認定事務に関する規則の一部を改正する規則

租税特別措置法の規定に基づく優良宅地等の認定事務に関する規則（平成15年静岡市規則第212号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「(様式第2号)」を削り、同条第5項中「様式第14号」を「様式第3号の2」に改め、同条第6項中「様式第15号」を「様式第3号の3」に改め、同条第7項中「第25条の4第16項」を「第25条の4第17項」に、「様式第16号」を「様式第3号の4」に改める。

第3条第4号中「(様式第5号)」を削り、同条第5号中「様式第17号」を「様式第6号の2」に改め、同条第6号中「様式第18号」を「様式第6号の3」に改め、同条第7号中「様式第19号」を「様式第6号の4」に改める。

別表第1の6設計図(3)造成計画平面図の項中「がけ」を「崖」に、「こう配」を「勾配」に改め、同6(5)排水施設計画平面図の項中「こう配」を「勾配」に改め、同6(7)がけの断面図の項中「がけの」を「崖の」に、「こう配」を「勾配」に、「がけ面の」を「崖面の」に、「がけ、」を「崖、」に、「がけ又は」を「崖又は」に、「がけに」を「崖に」に、「がけ面に」を「崖面に」に改め、同6(8)擁壁の断面図の項中「こう配」を「勾配」に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第2条関係）

認定を受けようとする事情	図書
1 政令第25条の4第17項に規定する事情(2の項に規定する事情を除く。)	戸籍謄本、住民票、身体障害者手帳 その他の申請者（政令第25条の4第2項に規定する建築主を除く。）又はその者と同居を常況とする者の年齢 又は身体上の障害を証する書類

2 租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第18条の6第5項第1号又は第2号に規定する事情	当該事情があることを証する書類
--	-----------------

様式第3号の次に次の3様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第6号の次に次の3様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第14号から様式第19号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第2号

静岡市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成30年1月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市消防団の組織等に関する規則（平成20年静岡市規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1 静岡地区本部に属する分団の表静岡第19分団の項中「有永」の次に「、有永町」を、「南」の次に「、南一丁目、南二丁目」を加える。

附 則

この規則は、平成30年2月10日から施行する。

消防本部訓令

静岡市消防本部訓令第1号

各消防署

静岡市消防署の組織等に関する規程（平成15年静岡市消防本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

平成30年2月1日

静岡市消防長 青山雅行

第2条第1項の表及び第2項中「湾岸消防署」を「港北消防署」に改める。

別表2 静岡市千代田消防署の表消防署の項受持区域の欄中「有永」を「南一丁目、南二丁目、有永、有永町」に改め、別表5 静岡市湾岸消防署の表中「静岡市湾岸消防署」を「静岡市港北消防署」に改め、同表消防署の項位置の欄中「静岡市清水区横砂408番地の13」を「静岡市清水区庵原町592番地の8」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年3月1日から施行する。ただし、別表2 静岡市千代田消防署の表の改正規定は、平成30年2月10日から施行する。

告 示

静岡市告示第57号

化製場等に関する法律第9条第1項の規定による区域の指定（平成15年静岡市告示第11号）の一部を次のように改正する。

平成30年2月8日

静岡市長 田 辺 信 宏

指定区域の表葵区の項中「安倍町」の次に「、有永町」を加え、「南安倍一丁目」を「南一丁目、南二丁目、南安倍一丁目」に改める。

附 則

この告示は、平成30年2月10日から施行する。

葵区選挙管理委員会告示

静岡市葵区選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律による葵区の投票区を設置する告示（平成22年静岡市葵区選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

平成30年2月7日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 高山 勉

1の表第23投票区の項及び2の表第23投票区の項中「有永」を「南一丁目、南二丁目、有永、有永町」に改める。

附 則

この告示は、平成30年2月10日から施行する。